

令和元年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

◆23番（小川利枝子君） 皆様、おはようございます。公明党を代表して一般質問いたします。

このたびの台風第15号は、県内に大きな被害をもたらしました。習志野市におきましては、市内全域での倒木被害、そして一部の地域において停電被害や家屋被害等がございました。被害に遭われた皆様の平常の生活が一日も早く戻りますことを心より願うとともに、復旧作業に携わる職員の皆様に敬意を表させていただきます。

さて、近年、社会全体が孤立しやすい環境に切りかわってきております。社会全体の大きな変化の中で、問題を真正面から受けとめ、具体的に政治の光を当て、その重要度を上げて取り組む時代になってきたとの識者の声に納得いたします。

公明党は「小さな声を、聴く力。」をキャッチコピーに掲げております。多くの人は集団利益を代表するのが政治であると誤解しているようですが、社会変化の中で今最も大切なことは、一人一人の声を粘り強く聞くこと、そして、それは責任感と実行力が伴ってこそ聞く力であり、目の前のどんな小さな声をも逃さず光を当てていく、公明党はそこに政治の基本があると考えます。

今回の私の一般質問は60分を予定いたしておりますが、これまでの事業展開にきちんとした検証があったのかと懸念を呈している障がい者施策及び特別支援教育についてでございます。その小さな声が習志野市の未来を切り開く鍵になることを確信し、市民の代弁者として心強く、心かたく勇気を持って、そして笑顔で挑んでまいります。市長、教育長、何とぞよろしくお願い申し上げます。

質問の1点目は、障がい者施策について、現在習志野市が進めているライフサポートファイルについて伺います。

まず、このファイルの存在を御存じでしょうか。本市では、このファイルを障がい者の生涯にわたる記録として活用していこうと進めております。言葉だけを聞けば、とても素晴らしい発想です。そして、市内の障がいを有する方を思い起こせば、相当数を対象とする大事業でもございます。

しかし、私は、正直な思いとして、このライフサポートファイルの目指すことなどをお聞きし、聞けば聞くほど、現実、すなわち現場の実態との乖離に混乱と不安を覚えております。障がいを有する児童・生徒の保護者からは、「また計画ですか」、「一人では書けません」、「負担がふえる」、「計画をつくっても指導がない」、「指導回数が少なくて、その間どうしたらよいか不安」といった声が届いておりますが、こうした声は決して少なくございません。つまり、保護者は計画よりも指導を優先してほしいというのが率直なところではないでしょうか。

私自身も、個別支援計画、個別の教育支援計画と、いろいろな計画が打ち出され、何がどのように関連しているのか、どのような位置づけにあるのか、整理できない状況にございます。

そこで、新たに取り組もうとしているライフサポートファイルの概要と、本市が実施する目的、今後の取り組みについて、これまで取り組まれてこられた個別支援計画の状況とあわせてお伺いいたします。

質問の2点目は、特別支援教育における個別の教育支援計画についてお伺いいたします。

この個別の教育支援計画については、作成を要する児童・生徒の保護者から次のような声が届いております。「書類を渡され、記入をして提出したが、担任と共有した認識はない」、「作成したところで、担任にどこまで伝わるのか疑問に思いながら書いた」、「担任との面談は希望者のみ。夏休み前に面談があった。コピーはもらっていない。1学期はいつも放置になる。そもそも次の学年につなごうとする意思があるのか」、「サインはしたが、うちの子たちは個別指導が必要だということを理解してほしい」、こうした声も決して少なくございません。なぜ、いまだにこのような声があるのでしょうか。個別の教育支援計画の作成は、支援を要する児童・生徒については義務ではなかったのでしょうか。耳の痛いこととは思われますが、目をそむけるわけにはまいりません。

そこで、いま一度、個別の教育支援計画の概要と目的及び作成状況についてお伺いいたします。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。

◎市長（宮本泰介君） おはようございます。それでは、小川利枝子議員の一般質問にお答えしてまいります。

大きな2番目の特別支援教育についての質問は、教育長が答弁いたします。

私から、大きな1点目、障がい者施策について、ライフサポートファイルについてお答えいたします。

初めに、ライフサポートファイルとはですが、国や県が推奨しているものでありまして、成長、発達に課題のある子どもが、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで途切れることなく適切な支援を受けられるように、子どもの成育歴や受けてきた支援内容などを記録し、管理できるファイルであります。

ファイルされる内容といたしましては、健康診断の記録や病気をしたときの記録、医師の診断内容、乳幼児期から学校卒業後までに作成される個別支援計画、放課後の各種サービスの記録のほか、子どもに関するさまざまな情報、さらには就労のための支援経過等でございます。さらには、医療、保健、福祉、教育、労働にわたるものであり、このファイルを保護者または本人が主体となって活用して関係機関と共有することで、保護者や本人と、そして支援者が同じ目線、方向性を持って成長・発達を支援することが可能となるものであります。

また、支援者となる関係各機関は、ファイルを共有することで連携が図りやすくなります。さらに、これまで環境が変わるたびに何度も同じ内容を伝えなければならなかった保護者の負担や、支援機関における情報収集のための初回の面談等の事務的な負担の軽減にもつながります。

ライフサポートファイルの作成及び運用の今後のスケジュールといたしましては、関係者への説明及び試行的運用を年内に実施して、使いやすさについてのアンケート結果に基づいて修正を加えまして、令和2年度からの本格実施を目指し準備を進めてまいります。

さらに、ファイルの有効的な活用を推進するために、保護者や関係機関に対する学習会など、定着に向けた取り組みについても検討して、一人一人の子どもが安心して生活できる重要なツールになるよう、長期的な運用に取り組んでまいります。

次に、ライフサポートファイルにつづられます重要な記録の一つであります個別支援計画の取り組み状況についてお答えいたします。

個別支援計画とは、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、子どもにかかわる各機関が連携して、成長、発達に課題のある子ども一人一人のニーズに対応して効果的な支援を実施するための計画であります。

その内容といたしましては、支援を必要とする子どもや保護者のニーズ、支援の目標、支援を行う者や機関の役割分担、支援の評価などでありまして、就学前については乳幼児個別支援計画、就学後については個別の教育支援計画に区分されています。作成に当たっては、保護者の参画のもとで意見を十分に聞き、内容を共有することが重要となります。

このうち私からは、乳幼児個別支援計画について説明いたします。

個別の教育支援計画については、後ほど教育長から答弁をいたします。

乳幼児個別支援計画については、本市では平成19年度から、ひまわり発達相談センターを中心に、健康福祉部、こども部、教育委員会が一体となって検討を進め、平成21年度から就学前の子どもを対象とした乳幼児個別支援計画の策定及び運用を開始いたしまして、小学校への引き継ぎ方法を明確にして、子どもと保護者が安心して就学を迎えられる環境を整備してまいりました。令和元年7月末現在では、101名の乳幼児個別支援計画が、あじさい療育支援センター、幼稚園、保育所、こども園などにおいて作成されております。

いずれにいたしましても、本市はこれまで、他市に先駆けて個別支援計画策定に取り組んでまいりましたが、義務教育終了後、成人までを見据えた継続的な運用と効果的な連携方法が課題となっております。

この課題解決のため検討を進めてまいりましたのが、さきに答弁いたしましたライフサポートファイルであります。ライフサポートファイルという情報共有を可能とするツールがあることで、乳幼児期から成人期に至るまで、子どもと保護者、そしてさまざまな支援者をつなげることができると考えております。

今後も、一人一人の子どもが自分らしく成長できるように、関係各部署が連携し、丁寧な支援が可能となるよう、ライフサポートファイル及び個別支援計画の作成に努めてまいります。

大きな2番目の特別支援教育についての御質問は、教育長が答弁いたします。

以上、私の1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長（小熊隆君） それでは、小川議員からの一般質問、大きな2点目、特別支援教育について、（1）個別の教育支援計画についてお答えをいたします。

個別の教育支援計画は、平成30年8月に策定された学校教育法施行規則により作成が義務づけられたものであります。この計画は、障がいのある児童・生徒などへ長期的な視点で一貫した教育的支援を行うためのものであり、教育、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関が連携を図るために作成するものであります。

本市においては、法による計画策定が義務づけられる前の平成24年度に、個別の教育支援計画及び運用に関する指針を策定しており、特別な支援を必要とする一人一人の児童・生徒に対する個別の教育支援計画の作成と、その運用を行っております。

計画策定に当たりましては、習志野市総合教育センター、ひまわり発達相談センターなどの関係機関と連携をとり進めております。また、平成25年度より、小中学校の特別支援教育担当者に向けて、指導主事と心理発達相談員による個別の教育支援計画相談会を開催しております。

今後も、個々の児童・生徒の実態を把握し、計画の作成と効果的な活用を推進してまいります。

今年度の計画の作成状況について申し上げますと、8月9日の時点で特別支援教育を受けている児童・生徒は、特別支援学級518名、通級指導教室130名、合計で648名になります。この648名のうち、現時点で保護者との話し合いがなされ、計画を作成している児童・生徒は630名となっており、18名の作成が完了していない実態がございます。

また、作成済みの計画であっても、夏休みに作成が完了する件数が多い実態となっております。これは、作成に当たり、保護者の意向に十分配慮した上で、学校と家庭と一緒に作成していく必要があること、並びに、児童・生徒の実態等を見定めるのに一定の期間を必要とする状況もあることから、作成に長期間を必要とする場合があるためでもあります。

今年度は、早期作成のために、年度末に担任が次年度の計画案を作成し、引き継ぐことを提案し、各校へ助言したところであります。

今後も引き続き計画案の作成状況を確認するとともに、児童の発達の段階に応じた適切な計画策定がなされるよう支援してまいります。

以上、私からの1回目の答弁といたします。

◆23番（小川利枝子君） はい。市長、教育長、御答弁ありがとうございます。今回は時間も限られておりますことから、実情を確認することを目的に再質問させていただきます。若干質疑応答が淡泊になると思われそうですが、ぜひこの実情を共有させていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、ライフサポートファイルから確認してまいります。

まず、私自身もなかなか整理できない、このライフサポートファイルなど、障がい者に係る各種計画、概要、位置づけ、そして関連性について、お伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。それでは、ライフサポートファイルなどの概要、そして位置づけや関係性についてお答えいたします。

まず、ライフサポートファイルの対象は、発達に課題を持つ乳幼児期から成人期の方ということになります。

そして、次に、個別支援計画のうち乳幼児個別支援計画は、乳幼児期から就学前を期間とし、幼稚園、保育所、こども園、あじさい療育支援センター等に通う児童を対象に、担当職員において作成されます。この内容を引き継ぎます個別の教育支援計画は、就学後から学校卒業までを期間とし、児童が通う学校の担任によって作成されます。小学校から中学校、高校へと引き継がれてまいります。これら計画のほか、関係する医療機関や福祉のサービスな

どのさまざまな情報や記録を、保護者または本人が主体となつてとじ込み保管・活用するもの全体をライフサポートファイルといいます。

乳幼児個別支援計画及びライフサポートファイルの実施要領や運用上の取り決めの整備、事業実施状況等の把握は、ひまわり発達相談センターで所管をしております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまの答弁にはございませんでしたが、記録という点から申し上げます、母子手帳や、それからあと、各部署で管理運用しているファイルケース、そういったものもあるのかなと思われまゝ。そして、それらをまとめて保護者が管理していくのがライフサポートファイルであると理解いたしました。

そして、それを所管するのがひまわり発達相談センターであり、根幹となる要領、そして運用上の取り決めはまだできていないということも確認いたしました。

そこで、ただいまの答弁から1点、気になったことがございます。まず先に確認させていただきます。

就学前の乳幼児個別支援計画は、就学後、個別の教育支援計画として、小学校から中学校、そして高校へと引き継がれていくと、ただいま部長答弁で御説明がございました。ひまわり発達相談センターは高校生まで利用できる施設であり、以前も取り上げさせていただきまして、議会において確認をさせていただいたところ、若干名ではございましたけども高校生の利用があったと記憶いたしております。

そこで、義務教育終了後の高校生の個別支援計画の作成について、どのようになっているのか。個別支援計画は支援を要する全ての者に対して作成すると、そのような方針で臨んでいたことを私は記憶いたしておりますが、いかがでしょうか。

◎こども部長(小澤由香君) はい。義務教育終了後の高校生の相談は、議員御指摘のとおりひまわり発達相談センターにおいて行っております。しかしながら、現在は、所属先高校での個別の教育支援計画の作成の有無、そして内容等については把握をしてございません。

ライフサポートファイルの運用開始後は、高校生や、その保護者に対しライフサポートファイルの説明を行うとともに、個別の教育支援計画や、今まで作成されてきたさまざまな情報についても相談の中で確認をさせていただいて、同じ目線、方向性をもって相談支援が行われるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

そこで、そもそも、このライフサポートファイルの作成ですね。これ、規定する法律等はあるのかどうか、お伺いいたします。

◎こども部長(小澤由香君) はい。ライフサポートファイルの作成が規定されている法的根拠についてお答えいたします。

ライフサポートファイルは、平成20年3月、文部科学省と厚生労働省が作成した、障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドラインを指針として国や県が作成を推奨するものであり、法律によって位置づけられているものではございません。以上です。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。義務ではないということがわかりました。

では、この既存の計画ですね。今、正直申し上げて、それすらまだ就学期、高校生までまならない現状、そして先ほど作成を、この運用開始後は高校生にも説明しながら進めていくということでした。これもかなり相当数の高校生がいらっしゃると思います。今、若干名、10名満たないぐらいだったと思いますけども、御自分のほうから希望して、それで通われているお子様だけをこの対象とするのか、その辺のところもどうなっているのかなとか、さまざま気になるところがございます。ぜひ、支援を要する全ての者に対して作成する方針、このような思いで習志野市は臨んでいるわけですので、その辺のところ、ちょっとやはり気になりました。

そこで、任意とはいえ、本事業は障がい者を有する者の政策に大きくかかわるものがございます。そして関係部署も多いことですので、乳幼児から成人期までと、さまざまな課がこの所管をしております。そういうことから、全庁的な合意形成はどのようなものであったのか、とても気になるところがございます。その点についていかがでしょうか。

◎こども部長（小澤由香君） はい。市といたしましての合意形成につきましてお答えいたします。

ライフサポートファイルの取り組みにつきましては、これまで教育委員会、健康福祉部、こども部の係長級の職員で構成いたしますサポートネットワーク会議において検討を重ねてまいりました。さらに、この結果については、教育委員会、健康福祉部、こども部の課長級や、市民委員で構成されている習志野市市民協働こども発達支援推進協議会において協議をし、実施に向けた合意形成を図ったところがございます。

特にライフサポートファイルの運用は、教育委員会及び学校との連携は必要不可欠なため、指導課及び学校長との御説明や協議も現在重ねているところがございます。

今後も関係各所と実施に向けた協議を継続し、実施に向けて進めてまいりたいと考えております。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございました。

このライフサポートファイル、これがあれば、そして活用されれば、本当にこの支援を要する方やその御家庭、また関係者ですね、いろんな事業所なり、いろんなところでとても有益であると、そういうことはとても十分私も理解できます。

そこで、既存の事業と並行してライフサポートファイルを取り組んでいくわけですが、それは切っても切り離せないものであると思うんですね。その部分を既存の計画等を挟み込んでいくと、そういうそれを積み重ねていくと、このように御説明があったと思われれます。では、なぜそういうものと並行してライフサポートファイルに取り組むのか。諮問機関ではどのような審議を経て、そしてどのような御意見があり、そしてどのような経過で意思決定が図られたのか、お伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。諮問機関等での協議経過や意見についてお答えしたいと思います。

ライフサポートファイルの策定について、市長の私設諮問機関である習志野市市民協働こども発達支援推進協議会において、平成30年度中に3回、令和元年度において1回の協議を持ち、大きく2つの意見が出されました。

1点目、現行の乳幼児個別支援計画及び個別の教育支援計画を有効活用し、子どもに関するさまざまな情報とあわせて長期継続的なサポートファイルとして成人後も活用すること。2点目、福祉サービス利用時に有効なものであり、家庭と福祉サービス学校が連携できるものとするのでございます。

これらの意見に基づき協議を行いまして、中学校卒業以降も活用できるファイルとすることが望ましく、また、本人、保護者が主体的に保管・活用できるよう必要な支援をしていくことが大切であるという諮問を受けているところでございます。

なお、総合的な施策に関する事項を調査・審議する福祉問題審議会や教育委員会会議の中での審議は考えておりませんが、機会を捉えて御報告をしてみたいと考えております。

今後も発達支援施策として協議会での検討・評価を重ねてまいります。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございました。

一言だけ申し述べさせていただきますが、この新たな事業は、障がい福祉施策にかかわる大変重要なことだと思えます。それにもかかわらず、なぜ、この公の諮問機関である福祉問題審議会、そこにまず諮らなかつたのかなという、そういう疑問と申すか気になっております。ゼロ歳から18歳まで、この期間よりも、その後の人生、これは比較にならないほど長さが待っているわけですね、そのことをとらまえて、このライフサポートファイル、これをしっかりやっつけていこうと、支えていこう、つなげていこう、こういう思いでのライフサポートファイルであると私は理解しているわけですね、そういう中で、その辺のところ、とても残念に思っております。報告をしていくということでございますので、ぜひ福祉問題審議会、そしてまた教育委員会会議等ございますけれども、連携をしっかり積み重ねながら、よろしくお願ひしたいと思っております。

私は、繰り返しになりますが、このライフサポートファイルの有益性を決して否定しているものではないんですね。ですから、この実施についても否定はしておりません。本当にいいものにしていただきたい、このように思っているところでございます。しかし、このファイルは、就学前施設や、そして小・中・高で、同じことを繰り返しますけれども、作成する支援計画も挟み込んでいく。ですから、何を挟み込んでいくのか。子どもの成長の積み重ねだと思えます。ぜひ、まず、これまでの実績を鑑みて、やると言ったことをしっかりやってからではないかなと思うところでございます。

そこで、就学後、そして卒業後は一旦置いておきまして、乳幼児個別支援計画の作成状況を確認させていただきます。

例えば、支援を要する乳幼児が通うあじさい療育支援センターの場合、在籍児は全て作成できていて当然の施設であると思われまます。そこで、現在作成済みの101名についてでございますが、こども部が所管するあじさい療育支援センターと保育所、全てを今回はお聞きいたしません。そのあたり、どのようになっているのか。そして、乳幼児個別支援計画は全ての利用者について作成できているのか、お伺ひいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。現在の乳幼児個別支援計画作成者101名のうち、あじさい療育支援センターと保育所の作成数と、悉皆作成についてお答えいたします。

今現在の乳幼児個別支援計画のあじさい療育支援センターでの作成者数は、5歳児12名、4歳児9名、3歳児1名の計22名でございます。保育所での作成者数は、5歳児10名、4歳児6名、3歳児6名、2歳児1名の計23名となっております、全ての対象児において計画が策定できているという状況ではございません。

次に、悉皆作成、つまり全ての対象児に対し計画を作成するべきではないかという御質問に対し、あじさい療育支援センターと保育所とに分けて御説明をいたします。

まず、あじさい療育支援センターでは、児童福祉法に基づく児童発達支援センター及び相談支援事業所として、在籍する全ての子どもに個別指導計画と障害児支援利用計画を作成しています。作成義務のある、この2つの計画には、支援に必要な多くの情報が盛り込まれていますことから、内容の重複する部分が多い乳幼児個別支援計画の作成に至っていない場合もございます。

また、保育所では、保護者との関係性をまず構築し、その後、支援の必要性について保護者と共通理解を図り、同意を得られてからの乳幼児個別支援計画の作成となるなど、段階を追って行う必要があるため、支援を必要とする可能性のある全ての子どもが計画策定できているものではございません。

今後は、保護者や現場職員の負担軽減も考慮いたしまして、複数の計画における重複した内容の調整を可能な限り行うとともに、ひまわり発達相談センターにおいて、さらに丁寧な計画の周知を図り、できるだけ多くの子どもたちの乳幼児個別支援計画が作成できるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございます。ただいまの答弁から、また新たに個別指導計画、障害児支援利用計画という、この2つの計画が出てまいりました。

冒頭に紹介した保護者の「計画よりも指導を」との声は十分納得できます。また、ただいまの答弁からは、負担軽減との言葉、それから悉皆作成について、できるだけ多くとの言葉が出てくる背景には、やはりこの負担感、これは承知されているということも理解いたします。

本当に現場は大変御苦労されている、このことも私も本当に感謝しているところでございます。今、101名作成済みということでございました。これからまたどんどんふえていくとは思いますが、ひまわり発達相談センターは、たしか590名、600名近い乳幼児の方々が通われていると思います。そういう部分から申し上げても、まずこの乳幼児個別支援計画の見直し、それから悉皆作成、これをしっかりできるように、そこにやはり力を入れていくべきではないかと思っております。

では、この負担に係ることになりますが、このような現状や方針に対して、最前線で現場をあずかる職員の反応は把握できているのか、お伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。現行事業の推進に当たっての現場職員の反応についてお答えいたします。

サポートネットワーク会議に所属いたします学校や保育所等の現場の職員からは、ライフサポートファイルについて、「継続的な支援の実現には連携が必要であり、そのために必要な情報の共有は有効である」という意見や、障害福祉サービス事業所の現場職員からも御意

見を伺っておりますけれども、「将来、障害基礎年金の申請時にライフサポートファイルの情報は役立つ」、「親の急な入院の際や、親亡き後の心配の軽減にもつながる」との肯定的な意見もいただいているところであります。

一方、出生状況や病気の状況など、保護者が選択して記録しファイルする様式につきましては、「記入の負担が多い様式では保護者の作成は進まないのではないか」といった御意見をいただき、負担とならない様式の検討を行っているところでございます。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。では、同様に、保護者の反応はいかがか、お伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。現行事業の推進に当たっての保護者の反応についてお答えいたします。

ライフサポートファイルについて、「保護者や支援者が情報を共有することで、子どもの成長と一緒に考えたり、一緒に振り返ったりしてくれ、心の支えにつながる」、「保護者と支援者で活用していくことを続けていくことでつながりができていく」といった、支援者との関係性の大切さにつながる御意見や、「ライフサポートファイルを広く進めていくために、子ども自身が親しめる、また言いやすい名称がいい」、「関係者だけではなく、たくさんの人に広く知ってもらうことが必要」などの多くの御意見をいただきました。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございました。時間がございませんので多くは語りませんが、私も私なりに現場の声を聞いて、そして常に代弁者の思いでこの場に立たせていただいております。ですから、ただいまの答弁内容との、このギャップと申しませうか、乖離については、とても気になります。ぜひもっともっと現場の職員や保護者さんたちに寄り添って、そしてその声を確認をしていただくことを希望いたします。

今回は、この質疑については、耳の痛い、本当に厳しいものであることは私も自覚しておりますし、心で泣いております。しかし、大きな事業であるだけに、実効性のあるものにするためにも、まずはこれまでの事業展開を顧みていただき、そして整理して、まず足元を固めて、しっかり連携をしていただいて、そして進めてほしいと願っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。この問題は以上でございます。

次に、個別の教育支援計画の再質問に移ります。

最初に、先ほどの教育長の御答弁についてでございますが、教育委員会内で共有されているかどうか、お伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。議会の内容が教育委員会内、教育委員のほうに共有されているかということでお答えをさせていただきます。

まず、市議会の答弁内容についてでございますけれども、これにつきましては、教育委員会会議において報告して、委員からの質問、そして意見を伺うこととしております。

さきの6月議会の内容についてでございますが、これにつきましては、翌月7月の教育委員会会議で報告をしております。その中で、教育委員からは特別支援教育の推進について御意見をいただいた、こういうことでございます。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございました。詳細については確認いたしません。共有されていると理解をいたします。

では、教育長答弁にございました、平成24年度に制定された個別の教育支援計画及び運用に関する指針について、習志野市は先駆的に定まっていますが、この指針はどのような経過で意思決定されたのか、お伺いいたします。

◎**学校教育部長（櫻井健之君）** はい。御質問にお答えをさせていただきます。これにつきましては、平成24年に個別の教育支援計画及び運用に関する指針を定めて、全ての学校で個別の教育支援計画の作成を進めるようにいたしました。

その背景でございますけども、学校初め関係機関におきまして特別支援教育への理解が広がったこと、そして、ひまわり発達相談センター所管の乳幼児個別支援計画の作成が行われていたことがございます。この指針は、教育委員会指導課で原案を作成いたしましたして、ひまわり発達相談センターを初め、市長事務局との合意を得まして教育長が策定したものでございます。以上です。

◆**23番（小川利枝子君）** はい。ありがとうございます。まず国に先立って実施しようと、この判断、姿勢は評価させていただきます。

しかし、それだけ力点を置いたはずの事業だと、そのように普通考えると思うんですね。それなのに、なぜ教育委員会会議に諮っていないのか。平成24年時点は、たしか教育長は事務局の長というお立場であったと思われます。もう少し申し上げさせていただければ、あれだけ特別支援教育の充実、これを求められている。平成19年度から特別支援教育と名称も変わって、しっかりやっという思いで始まったわけでございますけれども、あれだけ特別支援教育の充実を保護者様からも求められている、そして私も本当に断腸の思いで訴えさせていただいている。訴えても、この教育委員会の取り組む姿勢がこの事務局内だけなのと、姿勢の一端がかいま見えて、とても残念に思っているんですね。御答弁は、時間もございませんし今回求めませんが、ぜひこの気持ち、これを察していただければと思います。

では、質問を個別の教育支援計画の作成実態に戻します。再確認の意味で伺いますが、そもそも個別の教育支援計画の作成を要する児童・生徒の規定はあるのかどうか、お伺いいたします。

◎**学校教育部長（櫻井健之君）** はい。それでは、質問にお答えをさせていただきます。個別の教育支援計画、これを作成しなければならない児童・生徒、これにつきましては、文部科学省が告示しました学習指導要領の総則に定められているところでございます。そこでは、特別支援学級に在籍する児童・生徒及び通級による指導を受ける児童・生徒が対象となっております。また、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障がいのある児童・生徒、これにつきましては作成に努めるということになっております。本市でも、この国の基準、これに準じて作成をしております。

◆**23番（小川利枝子君）** はい。では、教育長答弁にございました、現時点で個別の教育支援計画が作成できている630名の内訳についてお伺いいたします。

◎**学校教育部長（櫻井健之君）** はい。それでは、630名の内訳ということでお答えをさせていただきます。

630名につきましては、全員が特別支援学級、通級指導教室で支援を受けております児童・生徒でございます。個別の教育支援計画の作成が義務づけられているものでございます。

参考までに、このほか、通常学級の中で特別に支援を要すると思われる児童・生徒には、作成の義務、これはございませんけれども、現在128名の児童・生徒について作成をしているところでございます。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございます。作成が必須の児童・生徒、630名の内訳はわかりました。そして、そのほかに通常学級で特別な支援を要する児童・生徒128名についても作成されている。これは児童・生徒に寄り添う教育の実践であると私は評価させていただきます。

義務だからつくるのではなく、必要だからつくる。平成24年ですか、指針を作成したときの、その思い、それが引き継がれている。このように、この点は評価いたします。この姿勢はぜひ今後も持ち続けていただきたい。このことを要望とさせていただきます。

では、630名について、さらに細かく確認させていただきます。私のもとに届く保護者の声は大変耳が痛かったと思います。私も、この場で本当にお伝えさせていただくこと、本当に心が痛いです。しかし、私、この場で初めて伝えるのではなく、この十数年間、常に教育委員会、指導課の皆さん、指導主事の皆さん、そして次長、部長、教育長にも時にはお伝えさせていただきながら、何としてもこの現状を見ていただきたいという思いでお伝えさせていただきました。この場でお伝えしなければならない、この心情もお酌み取りいただきたい。このように思っているものでございます。

私のもとに届く保護者の声は、冒頭で主なものを紹介させていただきましたが、まだつくってもらえないという、こうしたものも少なくございません。そこで、630名の作成時期、月別で結構ですので、お伺いいたします。あわせて、この作成できていない18名の未作成の理由についてお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、月別の作成状況、そして作成できない理由ということでお答えをさせていただきます。

まず月別の作成状況でございますけれども、4月で45名、5月に113名、6月、192名、7月、273名、8月、7名の、先ほど答弁いたしました計630名ということでございます。

保護者の合意を得まして、作成を終わるまでに相当数が1学期の後半までと、こういう状況でございます。年度末に次年度の計画案を作成すること、そして、保護者と丁寧に話し合いを進めて合意形成を図ることを提案し、早期作成を進めてまいりたいと、このように考えております。

また、作成が完了しない理由、これでございますけれども、18名で、その必要性が余り感じられないという理由から作成に至っていない場合がございます。

そしてまた、作成中の児童・生徒についてでございますが、これは早急に作成することを担当者より報告を受けているところでございます。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございます。

新学期のスタートは4月でございます。教育の道筋を示す個別の教育支援計画が6月、7月、ましてや1学期の終わった8月に作成される事態について、児童・生徒はもちろん、保護者の不安はいかばかりでしょうか。

私、この問題、もう本当に勉強してまいりました。さまざま研修会にも参加してまいりました。そこで講師の方が申し上げるのは同じものがございました。結果として保護者の、まず不安を安心に変えさせてあげなくてはいけない。これがもう常に頭に残っております。これでは、まるで地図を持たずに険しい山を親子で登りなさいと、何かそのように言われているような、そんな思いもいたします。

冒頭に紹介いたしました保護者の「1学期は放置状態。作成しても活用できる内容なのか疑問」といった声を、もっと重く受けとめるべきではないでしょうか。義務の意味をいま一度教育委員会内で確認していただきたいと思っております。

そこで、作成遅延の原因についてお伺いいたします。

◎**学校教育部長（櫻井健之君）** はい。それでは、作成遅延の理由ということで、おぐれて
います主な原因についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、児童・生徒の実態把握、そして信頼関係づくりに期間を要している
ということでございます。

円滑な作成と内容の充実を図るために、教職員の資質向上、これに向けて取り組みたいと
思っています。それにつきましては、研修等の内容、そして形態、これらを今後見直してま
いりたいと、このように考えております。

◆**23番（小川利枝子君）** はい。ありがとうございました。

平成24年に国に先駆けて、この指針をつくり実施した、この習志野市でございます。そ
れは、必要だったからつくっている、そのように思います。それなのに、いまだに児童・生
徒の実態把握や信頼関係づくりに期間を要しているとの、この御答弁はいかがなものな
かなと私は思えてなりません。

特別支援教育の対象となっている児童・生徒は、そもそも調査があるわけですよ。そし
て教育支援委員会での審議を経ている。そういうことを考えると、基本となる、この資料だ
とか、それから信頼関係の下地、これはあるのではないのでしょうか。どういう引き継ぎと
いうか、どのように進めているのか、私はもう本当に疑問だらけなんですけども、部長答弁
に円滑な作成、内容の充実、そして資質の向上と、この言葉が出ている背景から推察させ
ていただきますと、先ほどの答弁は、申し上げづらいんですけども、単に担当教員の力量の問
題であることを遠回しで言っているだけに聞こえてなりません。

これ以上は申しませんが、教育に限りませんが、人が重要でございます。理念だけでも気
持ちだけでもだめ。確かに大事です。でも、何よりもそこに技術が必要だと。つまり、その
子のためになることを支援できる人、この存在がなくてはだめだと、このように指摘され
ております。義務になった、この意味を理解し、そして障がいを理解し、個別の教育支援計
画の目的を理解できる人材を育成されることを強く要望させていただきます。

また、現場の先生方ですね。先生方も必死なんです。もう一生懸命だと。子どもがかわい
くない先生はおりませんから、本当に大変だなということ、常々感じております。その先生

をもう一人ぼっちに、もう先生を何か放置しているのではないのと思ってしまうんですけども、現場の先生をもっとリードして、人材として育成できる人の存在ですね。今一番必要なのは、そこではないのかなと。このままでは、幾ら進めてもらっても形ばかりで、実態調査しています、実態調査していますと言っても、全く実態に乖離があり、サインだけあることで安心してみたいいな、そんな感じでは、これは親御さんの信頼はいつになっても得られない。本当にそのような思いで、胸が詰まる思いで今ここに立たせていただいております。ぜひ御検討いただきたいと思います。

では最後に、ライフサポートファイルの運用は、教育委員会及び学校との連携は必要不可欠であると先ほどこども部長答弁がございましたが、教育委員会を代表する立場として、教育長はどのような御見解をお持ちか、お伺いいたします。

◎教育長（小熊隆君） はい。御質問のライフサポートファイルについてお答えをさせていただきたいと思います。

このライフサポートファイルにつきましては、個別の教育支援計画の目的や目指す方向性は同じであると捉えております。そういったことから、教育委員会といたしましては、個別の教育支援計画の内容の充実と、その活用をしっかりと見直し、質の高い特別支援教育を推進することを通して、ライフサポートファイルの作成のため、市長事務局との連携を図ってまいります。以上でございます。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。教育長、有言実行でよろしく願い申し上げます。

最後に、ライフサポートファイルについてでございますが、先ほど冒頭で、今、孤立しているという、そういう時代に入ってきたというお話をまずさせていただきました。今、もう本当に、このひきこもりや8050問題が深刻化している。そういう世の中において、障がいをお子様をお持ちの保護者からは、もう人ごとではないと。本当にこの18歳からその先の人生、長い人生を心配するお声がたくさん届いております。

ですから、このライフサポートファイルは特に、全て大切ですけども、特にこの9年間の義務教育、そして18歳以上の人生を考えたものでないと、本当に、つまり実効性ですね。そういうことも長期的に考えながら進めていかなくてはならないのではないかなと常々思っているところでございます。

ぜひ、一人一人の子どもが安心して生活できる重要なツールとなるよう長期的な運用に取り組むと、この御答弁どおり、長期的な視点を持って、子どもの成長を第一義として、全ての障がいをお子様をお持ちの方の有益になるよう実効性のある事業にさせていただきたい、このことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。